記

釣竿の表示に関する公正競争規約の一部を次のとおり変更する。

次の表中下線の表示部分（以下「変更前の欄にあっては「変更部分」と、変更後の欄にあっては「変更後部分」という。）については、次のとおりとする。

㈠　変更部分及びそれに対応する変更後部分が存在するときは、当該変更部分を変更後部分に変更する。

㈡　変更後部分のみ存在するときは、当該変更後部分を加える。

変　更　後	変　更　前
（定義）	（定義）
第２条　この規約において「釣竿」とは、グラスロッド、カーボンロッド、複合ロッド（竹を主材料として製造した釣竿を除く。）であって、釣竿の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）において定めるものをいう。	**第２条**　この規約において「釣竿」とは、グラスロッド、カーボンロッド、複合ロッド（竹を主材料として製造した釣竿を除く。）であつて、釣竿の表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）において定めるものをいう。
２・３　（略）	２・３　（略）
（釣竿の必要表示事項）	（必要表示事項）
第３条　事業者は、釣竿若しくは釣竿に添付するもの又はこれらの容器若しくは包装に次に掲げる事項を、それぞれ施行規則で定めるところにより、見やすい場所に邦文で明瞭に一括して表示しなければならない。	**第３条**　事業者は、釣竿に添付するもの又はこれらの容器若しくは包装に次に掲げる事項を、それぞれ施行規則で定めるところにより、見やすい場所に邦文で明りように一括して表示しなければならない。
⑴　品名	
⑵　釣竿の使用材料別名称　表示	⑴　釣竿の使用材料別名称　表示
⑶　使用材料	⑵　使用材料
⑷　規格	⑶　規格
①　全長	①　長さ
②～⑦　（略）	②～⑦　（略）
⑸　事業者の住所及び氏名又は名称	⑷　事業者の住所及び氏名又は名称
⑹　原産国名	⑸　原産国名
⑺　組立てを行った国名（原産国と異なる場合に限る。）	
⑻　安全使用に関する注意事項	⑹　安全使用に関する注意事項
（カタログの必要表示事項）	（カタログの必要表示事項）
第４条　事業者は、カタログを作成する場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明瞭に表示しなければならない。	**第４条**　事業者は、カタログを作成する場合は、次に掲げる事項を施行規則で定めるところにより、明りように表示しなければならない。
⑴～⑺　（略）	⑴～⑺　（略）
（特定事項の表示基準）	（特定事項の表示基準）
第６条　事業者は、釣竿に関し、次の各号に掲げる方法によって表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。	**第６条**　事業者は、釣竿に関し、次の各号に掲げる方法によつて表示する場合は、当該各号に定めるところによらなければならない。
⑴～⑶　（略）	⑴～⑶　（略）
（不当表示の禁止）	（不当表示の禁止）
第７条　（略）	**第７条**　（略）
⑴　第３条から第６条までに規定する事項についての虚偽又は誇大な表示で、一般消費者に実際のものよりも著しく優良若しくは有利であると誤認されるおそれがある表示	⑴　第３条から第６条までに規定する事項についての虚偽又は誇大な表示で、一般消費者に実際のものよりも著しく優良若しくは有利であると誤認されるおそれがある表示。
⑵　釣竿の使用材料について実際のものよりも優良であると誤認されるおそれがある表示	⑵　釣竿の使用材料について実際のものよりも優良であると誤認されるおそれがある表示。
⑶　原産国について誤認されるおそれがある表示	⑶　原産国について誤認されるおそれがある表示。
⑷　客観的な根拠によらないで特選、極上、最高級等の文言を使用することにより、当該釣竿が特に優良であると誤認されるおそれがある表示	⑷　客観的な根拠によらないで特選、極上、最高級等の文言を使用することにより、当該釣竿が特に優良であると誤認されるおそれがある表示。
⑸　賞でないものが賞であると誤認されるおそれがある表示	⑸　賞でないものが賞であると誤認されるおそれがある表示。
⑹　自己の取り扱う他の商品又は自己の行う他の事業について受けた賞、推奨等を当該釣竿について受けたものであると誤認されるおそれがある表示	⑹　自己の取り扱う他の商品又は自己の行う他の事業について受けた賞、推奨等を当該釣竿について受けたものであると誤認されるおそれがある表示。
⑺　製造技術その他製品の優秀性又はその事業者の信用状態について実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも優位にあると誤認されるおそれがある表示	⑺　製造技術その他製品の優秀性又はその事業者の信用状態について実際のもの又は自己と競争関係にある他の事業者に係るものよりも優位にあると誤認されるおそれがある表示。
⑻　前各号に掲げるもののほか、釣竿等の内容又は取引条件について誤認されるおそれがある表示	⑻　前各号に掲げるもののほか、釣竿等の内容又は取引条件について誤認されるおそれがある表示。
（公正取引協議会の設置）	（公正取引協議会の設置）
第９条　この規約を適正に施行するため、全国釣竿公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。	**第９条**　この規約を適正に施行するため、全国釣竿公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という）を設置する。
２　公正取引協議会は、この規約に参加する事業者又は事業者の団体をもって構成する。	２　公正取引協議会は、この規約に参加する事業者又は事業者の団体をもつて構成する。
（違反に対する調査）	（違反に対する調査）
第11条　公正取引協議会は、第３条から第７条まで又は第14条の規定に基づく規則に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行うことができる。	**第11条**　公正取引協議会は、第３条から第８条までの規定又は第14条の規定に基づく規則に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考、人から意見を求め、その他その事実について必要な調査を行うことができる。
２　（略）	２　（略）